

花角知事が暴挙 県民の声聞かず再稼働容認の意向を政府に伝達 東京電力はそれに応じて1月20日に6号機を再稼働する動き

知事が再稼働を容認

すでにご承知の通り、花角新潟県知事は、12月22日に自民党などによって「再稼働容認を表明した花角知事を信任する付帯決議」が可決されたとして、柏崎刈羽原

発の再稼働を容認することを正式に決めました。そして翌23日、経済産業省において、安全性向上、事故発生時の避難路整備、交付金見直しなど、再稼働容認の条件とした7項目に対する国の方針を

いました。それに対して、対応した赤沢経産大臣が7項目それぞれの対応を明記した文書を提示したことから、再稼働を容認することを伝えました。

7項目の条件は「約束」だけ

ところが、この7項目は、「やる予定だ」と約束しただけです。

再稼働を容認するのであれば、少なくとも「この7項目が実際に実行された時点で」というのが当たり前ではないでしょうか。文書に書かれているとしても、いまだ実行されていない約束では、実行されるまでの間の事故には間に合いません。だれが考えても全く理不尽なことばかりです。

東電はさっそく20日に再稼働を計画

このことを受けて、東京電力は「待ってました」とばかりに今月20日に原子炉を起動し再稼働させるとして、

原子力規制委員会に最終的な確認を申請しました。地元県民の思いなどには全く無関心であるとしか思えません。

安全対策は課題だらけ

再稼働にあたっての安全対策はどうでしょうか。

そもそも福島第一原発事故の原因解明はまだ道半ばです。

また、原子力規制委員会は、「規制委員会の定めた基準に合格はしたが、それで安全を保証するものではない」と明言していることから、安全性を保証できる組織は存在しません。

さらに、福島第一原発事故の補償などで、東京電力の財政状況は依然として厳しい状況です。そのような東電が、今後十分な安全対策を講じることがはたしてできるのでしょうか。

全く課題だらけです。



48項目にわたる予算要望を提出

日本共産党上越地区委員会と日本共産党議員団は、来年度予算と今年度補正予算の編成、それに重要な政治行動に関して、市民の声をとりまとめた要望書を小菅市長に提出します。（提出は9日ですが、このニュースは7日に作成しています。）

主な内容は、原発再稼働容認の撤回を知事に求めることや、原発事故の際の避難など安全対策を万全にすること、豪雪・水害・感染症などの災害対策を確実に実施

すること、医師・看護師を増やして医療ニーズに応じた病床数を確保すること、物価高騰に対する具体的な施策を実施すること、使いやすい公共交通を整備することなど48項目です。

詳しいことは、次号で紹介いたします。また、議員団ホームページにも掲載しています。

ホームページはこちら→

排外主義とは何か どう闘うか

参政党の憲法草案

さて、参政党が出している憲法草案がとんでもない中身なので、ぜひ見ておきましょう。

日本共産党上越市議員団ニュース
No.894 2026年1月11日

連絡 上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
先平良木哲也 090-1808-6919 (上中田(金谷区))
(事務局長) 山本信子 090-4967-0367 (仲町2(高田区))
ホームページ <https://jcjoetsudiet.jimdosite.com/>

たつみコータロー衆院議員の講演から その6

第一条と第二条には、「日本は天皇のしらす(治める)君民一体の国家である」とか、「天皇は神聖な存在として侵してはならない」「皇位は三種の神器を持って男系男子の後嗣が継承する」といったことが書かれていて、これだけでも明治憲法そっくりですが、とんでもないのが第三条です。

「天皇は元首として国を代表する」。“象徴”ではなく“元首”なのです。「内閣の責任において」としつつ、憲法や法律、条約の交付などを裁可することができると書いてあるのです。

なお、「裁可」とは何かというのが注釈にあり、「裁可とは君主の裁量で許可すること、君主の拒否権」とあります。「拒否は一度に限られる」と書いてあるので、天皇が国会で決めた法律や条約を一回に限り拒否できるというびっくりする憲法草案です。

第四条は、「国は主権を有し…」とあります。「國民主権」ではありません。では、國民主権について何か書いてあるのかというと、まったく書いてないので、「國が主権を有する」。ちょっと信じられません。

第十六条、「報道機関は、偏ることなく、国の政策につき、公正に報道する義務を負う」。

この公正というのは誰が決めるのでしょうか。報道で国民を統制しようという意図が見え隠れする憲法草案です。

第七条、「婚姻は男女の結合を基礎とし、夫婦の姓を同じくする」。「選択的夫婦別姓」反対、同性婚も否定する内容ではないかと思います。

第九条の「教育」では、古典素読、歴史と神話、修身、武道を必修としています。修身ですよ、皆さん。戦前の道徳教育のことですね。これを必修にすると書いてあるのです。また、教育勅語や愛国心などの尊重を義務付けるとも書いてあります。すごいですね。